

個人の市民税

概要

個人の市民税は、税金を負担する能力のある人すべてが均等の税額を納める「均等割」と、その人の所得に応じて納める「所得割」からできています。

個人の府民税は、京都府の税金ですが、納税義務者や課税所得金額などが個人の市民税と同じであるため、京都市が個人の市民税と併せて課税及び徴収し、京都府へ払い込んでいます。

また、森林環境税は、令和6年度から課税されている国税で、個人市・府民税の均等割と併せて納めていただくものです。

1 納税義務者

個人の市民税・府民税・森林環境税を納めていただく人は、次のとおりです。

納税義務者	納めるべき税額		
	均等割	所得割	森林環境税
市内に住所がある人	○	○	○
市内に家屋敷等（事務所、事業所又は家屋敷）がある人で、その家屋敷等がある区内に住所がない人	○		

なお、その市内に住所があるかどうか、また、家屋敷等があるかどうかは、その年の1月1日（これを賦課期日といいます。）現在の状況で判断されます。

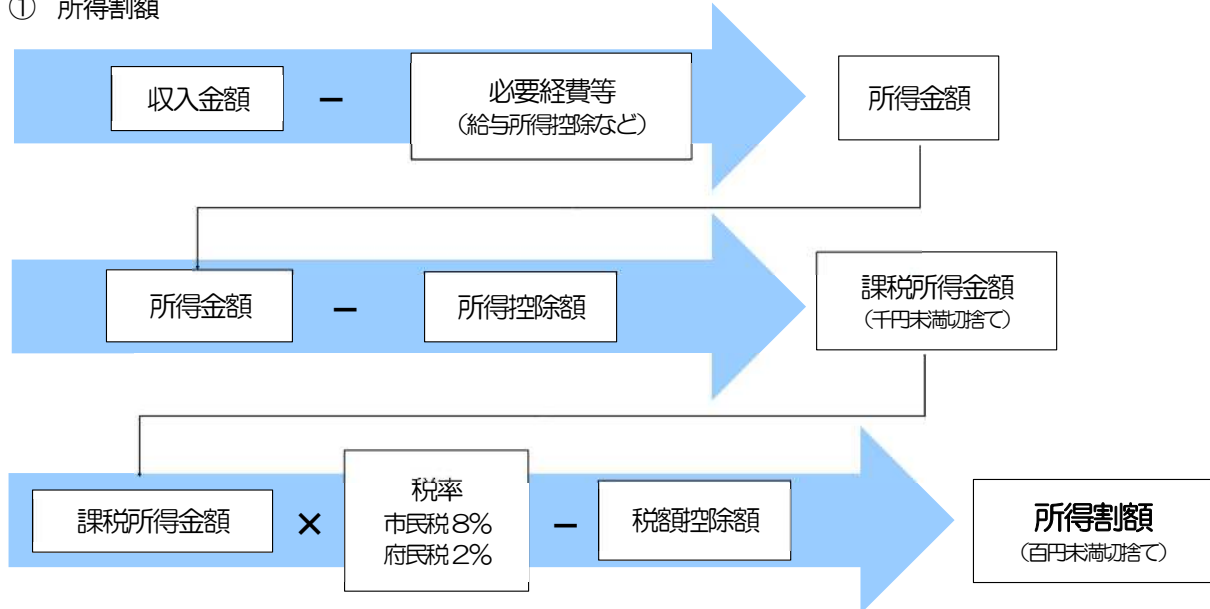
こんな場合はどうなる？

- 令和7年12月に死亡した人
⇒ 令和8年度分の市民税は課税されません。
- 令和8年2月に京都市から他都市へ転出した人
⇒ 令和8年度分の市民税は京都市で課税されます。
- 住民票は他都市にあるが、実際に生活している居住地は京都市である人
⇒ 原則として京都市で課税されます。

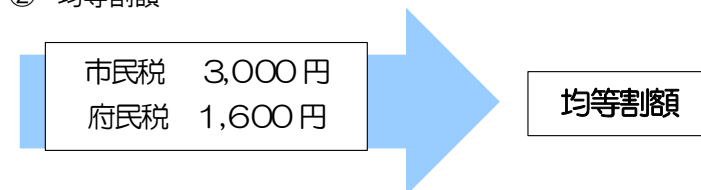
2 税額の計算方法

市民税・府民税の税額は所得割と均等割の合計額であり、森林環境税（国税）と併せて、次のとおり算出します。

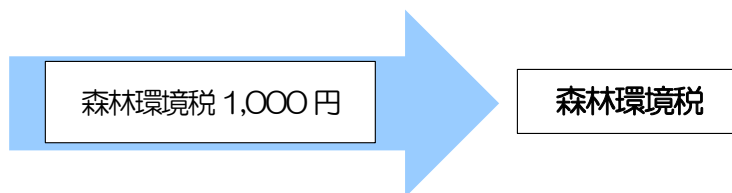
① 所得割額



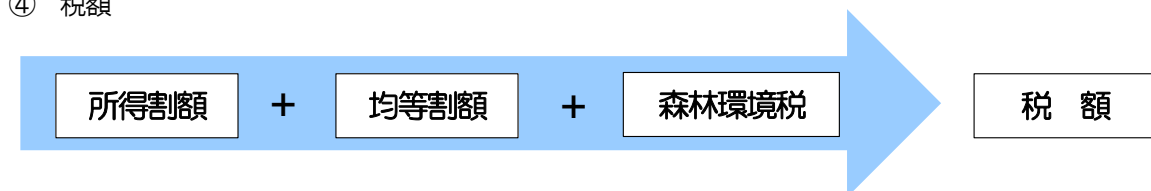
② 均等割額



③ 森林環境税（国税）



④ 税額



所得金額の計算方法

所得金額は所得割の税額計算の基礎となっており、所得の種類に応じて、一般に、収入金額からその収入を得るための必要経費などを差し引いて計算されます。

なお、所得の種類は、所得税の場合と同様、以下の種類があります。

所得の種類		所得金額の計算方法
1	利子所得	公債、社債、預貯金などの利子 収入金額＝利子所得の金額
2	配当所得	株式の配当など 収入金額 - 株式などの元本取得のために要した負債の利子
3	不動産所得	家賃、地代、権利金など 収入金額 - 必要経費
4	事業所得	事業により生じる所得 収入金額 - 必要経費
5	給与所得	サラリーマンの給料など 収入金額 - 給与所得控除額
6	退職所得	退職金、一時恩給など $(収入金額 - 退職所得控除額) \times 1/2$ ※勤続年数5年以下の場合は、この計算式によりません。
7	山林所得	山林の伐採や山林を売って得た所得 収入金額 - 必要経費 - 特別控除額
8	譲渡所得	土地、家屋などの資産を売って得た所得 収入金額 - 資産の取得価格などの経費 - 特別控除額 (注)5年を超えて保有する資産の譲渡の場合、課税対象となるのは、上記の式により算出された譲渡所得の金額の1/2の額です。
9	一時所得	賞金、懸賞当せん金、遺失物の拾得による報労金など 収入金額 - 必要経費 - 特別控除額 (注)課税対象となるのは、上記の式により算出された一時所得の金額の1/2の額です。
10	雑所得	年金など1～9以外の所得 公的年金等の収入金額 - 公的年金等控除額・・・① 公的年金等以外の収入金額 - 必要経費 ・・・・・・・・② ① + ② = 雑所得の金額

給与所得控除（令和8年度分以降の個人住民税について適用）

給与所得者については、必要経費に代わるものとして、右の表のとおり、給与等の収入金額に応じ給与所得控除額を計算します。

ただし、給与等の収入金額が660万円未満である場合には、右の表によらず、所得税法別表第5（簡易給与所得表）により給与所得の金額を求められています。

収入金額	給与所得控除額
190万円以下	65万円
190万円超 360万円以下	収入金額×30%+ 8万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20%+ 44万円
660万円超 850万円以下	収入金額×10%+110万円
850万円超	195万円

所得税法別表第5（簡易給与所得表）を計算式として表すと下の表のとおりになります。

<参考> 給与所得金額の速算表

給与収入		給与所得金額
以上	未満	
円	円	円
	651,000	0
651,000	1,900,000	給与収入-650,000
1,900,000	3,600,000	{ 給与収入÷4 (1,000円未満切捨て) }×2.8-80,000
3,600,000	6,600,000	{ 給与収入÷4 (1,000円未満切捨て) }×3.2-440,000
6,600,000	8,500,000	給与収入×0.9-1,100,000
8,500,000		給与収入-1,950,000

● 給与所得者の特定支出の控除の特例

給与所得については、一定の要件に該当する「特定支出」(※)の合計額が給与所得控除の2分の1を超える場合には、申告により、その超える部分の金額を給与所得控除後の所得金額から差し引くことができます。

※ 特定支出とは、給与所得者が支出する①通勤費 ②転居費 ③研修費 ④資格取得費 ⑤帰宅旅費 ⑥勤務必要経費（図書費、衣服費、交際費等） ⑦職務上の旅費をいいます。

公的年金等控除

公的年金等（※）の受給者については、下の表のとおり、年齢（前年12月31日現在）及び公的年金等の収入金額に応じ公的年金等控除額を計算します。

なお、公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合は下の表からさらに控除額が引き下げられます。

- ・ 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が
 1,000万円超 2,000万円以下の場合 10万円引き下げ
 2,000万円超の場合 20万円引き下げ

受給者の年齢	公的年金等収入金額	公的年金等控除額
65歳以上（昭和36年1月1日以前生まれ）の人	330万円以下	110万円
	330万円超 410万円以下	収入金額×25%+ 27.5万円
	410万円超 770万円以下	収入金額×15%+ 68.5万円
	770万円超 1,000万円以下	収入金額× 5%+ 145.5万円
	1,000万円超	195.5万円
65歳未満（昭和36年1月2日以後生まれ）の人	130万以下	60万円
	130万円超 410万円以下	収入金額×25%+ 27.5万円
	410万円超 770万円以下	収入金額×15%+ 68.5万円
	770万円超 1,000万円以下	収入金額× 5%+ 145.5万円
	1,000万円超	195.5万円

※ 公的年金等とは、各法律又は制度に基づく年金、恩給等をいいます（例えば、国民年金、厚生年金、各種共済年金などがこれに当たります。）。

<参考>公的年金等に係る雑所得の速算表

○65歳未満の方

公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等の雑所得を除く合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
130万円未満	A-600,000円	A-500,000円	A-400,000円
130万円以上 410万円未満	A×0.75 -275,000円	A×0.75 -175,000円	A×0.75 -75,000円
410万円以上 770万円未満	A×0.85 -685,000円	A×0.85 -585,000円	A×0.85 -485,000円
770万円以上 1,000万円未満	A×0.95 -1,455,000円	A×0.95 -1,355,000円	A×0.95 -1,255,000円
1,000万円以上	A-1,955,000円	A-1,855,000円	A-1,755,000円

○65 歳以上の方

公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等の雑所得を除く合計所得金額		
	1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
330 万円未満	$A - 1,100,000$ 円	$A - 1,000,000$ 円	$A - 900,000$ 円
330 万円以上 410 万円未満	$A \times 0.75 - 275,000$ 円	$A \times 0.75 - 175,000$ 円	$A \times 0.75 - 75,000$ 円
410 万円以上 770 万円未満	$A \times 0.85 - 685,000$ 円	$A \times 0.85 - 585,000$ 円	$A \times 0.85 - 485,000$ 円
770 万円以上 1,000 万円未満	$A \times 0.95 - 1,455,000$ 円	$A \times 0.95 - 1,355,000$ 円	$A \times 0.95 - 1,255,000$ 円
1,000 万円以上	$A - 1,955,000$ 円	$A - 1,855,000$ 円	$A - 1,755,000$ 円

所得控除

納税義務者（本人）それぞれの実情に応じた税負担を求めるために、本人に配偶者や扶養親族がいるかどうか、また、病気、災害などによる臨時的な出費があったかどうか、などの個人的な事情を考慮して、所得金額から次の金額を差し引くこととなっています。

種類	要件	控除額
雑損控除	本人又は前年の総所得金額等が 58 万円以下の生計を一にする配偶者その他の親族に災害又は盗難等による資産の損失がある場合	次のいずれか多い方の金額 ① (損失額－保険金等により補てんされた額)－(総所得金額等×1/10) ② 災害関連支出金額－5 万円
医療費控除	本人、生計を一にする配偶者その他親族の医療費又は、スイッチ OTC 医薬品等購入費を支払った場合	次の①又は②の選択 ① 支払った医療費（保険金等で補てんされるものを除く。）－〔総所得金額等×5%（10 万円を限度）〕 限度額 200 万円 ② 支払ったスイッチ OTC 医薬品等購入費（保険金等で補てんされるものを除く。）－1 万 2 千円 限度額 8 万 8 千円
社会保険料控除	本人、生計を一にする配偶者その他の親族が負担すべき社会保険料を本人が支払った場合	支払った金額の全額
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済制度の掛金（旧第 2 種共済掛金を除く。）又は心身障害者扶養共済制度の掛金を支払った場合	支払った金額の全額
生命保険料控除	本人、配偶者又はその他の親族を受取人とする生命保険、介護医療保険及び個人年金保険の掛金を支払った場合	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、次の①と②の算式により計算した金額の合計額（限度額 70,000 円） ① 平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等（新契約） 支払った保険料が 12,000 円以下・・・・・・・・・・その全額 12,000 円超 32,000 円以下 ・・・・・・・・・・支払った保険料×1/2+6,000 円 32,000 円超 56,000 円以下 ・・・・・・・・・・支払った保険料×1/4+14,000 円 56,000 円超・・・・・・・・・・28,000 円 ② 平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等（旧契約） 15,000 円以下・・・・・・・・・・その全額 15,000 円超 40,000 円以下 ・・・・・・・・・・支払った保険料×1/2+7,500 円 40,000 円超 70,000 円以下 ・・・・・・・・・・支払った保険料×1/4+17,500 円 70,000 円超・・・・・・・・・・35,000 円 (注) 一般生命保険料及び個人年金保険料については、新旧契約双方について控除の適用を受ける場合、①及び②により計算した控除額の合計額（限度額 28,000 円）と、②により計算した控除額のいずれか大きい金額が控除額となります。
地震保険料控除	本人、生計を一にする配偶者その他の親族が居住している家屋を保険の目的とする地震保険契約又は損害保険契約等のうち、地震等損害部分に支払った保険料 なお、平成 18 年 12 月 31 日までに締結した長期損害保険契約等に係る保険料（上記保険料は除く）については、従前の旧長期損害保険料控除（限度額 1 万円）が適用されます。	①と②の金額の合計額（限度額 25,000 円） ① 支払った地震保険料の 1/2 ② 支払った旧長期損害保険料（保険期間 10 年以上、満期返戻金あり、平成 18 年 12 月 31 日までに締結） 5,000 円以下・・・・・・・・・・その全額 5,000 円超 15,000 円以下 ・・・・・・・・・・支払った保険料×1/2+2,500 円 15,000 円超・・・・・・・・・・10,000 円

種類	要件	控除額
障害者控除	<p>本人、同一生計配偶者又は扶養親族が障害者の場合（※1） 障害者に該当するのは次の（1）～（8）のいずれかに該当する場合です。</p> <p>（1）精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方（特別障害者となります。）</p> <p>（2）精神保健指定医などにより知的障害者と判定された方（重度の知的障害者と判定された方は特別障害者となります。）</p> <p>（3）精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（障害等級が1級と記載されている方は特別障害者となります。）</p> <p>（4）身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている方（障害の程度が1級又は2級と記載されている方は特別障害者となります。）</p> <p>（5）戦傷病者手帳の交付を受けている方（障害の程度が恩給法に定める特別項症から第3項症までの方は特別障害者となります。）</p> <p>（6）原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている方（特別障害者となります。）</p> <p>（7）いつも就床していて、複雑な介護を受けなければならない方（特別障害者となります。）</p> <p>（8）精神又は身体に障害のある65歳以上の方で、その障害の程度が（1）、（2）又は（4）に掲げる方に準ずるものとして障害者控除対象者認定書の交付を受けている方（（1）、（2）又は（4）に掲げる方のうち特別障害者となる方に準ずるとされた場合は、特別障害者となります。）</p>	<p>1人につき 26万円 特別障害者は30万円 同居特別障害者（※2）は53万円</p>
ひとり親控除	<p>本人が生計を一にする総所得金額等が58万円以下の子を有し、次のいずれにも該当する場合（※1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合計所得金額が500万円以下 ・婚姻していない者又は配偶者の生死が明らかでない一定の者でかつ事実婚状態ではない <p>※性別や婚姻歴は要件ではありません。</p>	30万円
寡婦控除	<p>ひとり親控除に該当しない女性で、事実婚状態でない合計所得金額が500万円以下の次の（1）又は（2）のいずれかに該当する場合（※1）</p> <p>（1）夫と死別後婚姻していない者又は夫の生死が明らかでない一定の者のいずれかに該当する場合</p> <p>（2）夫と離別後婚姻していない者で扶養親族を有する場合</p>	26万円
勤労学生控除	<p>前年の合計所得金額が85万円以下で、給与所得等以外の所得が10万円以下の学生（※1）</p>	26万円

配偶者控除	本人の前年の合計所得金額が 1,000 万円以下で、本人と生計を一にする前年の合計所得金額が 58 万円以下の配偶者がいる場合 (※1)	本人の合計所得金額が 900 万円以下 33 万円 (老人配偶者 (※3) の場合 38 万円) 900 万円超 950 万円以下 22 万円 (老人配偶者 (※3) の場合 26 万円) 950 万円超 1,000 万円以下 11 万円 (老人配偶者 (※3) の場合 13 万円) 1,000 万円超 0 円
配偶者特別控除	本人の前年の合計所得金額が 1,000 万円以下で、生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が 58 万円超 133 万円以下の場合 (※1)	本人の合計所得金額 900 万円以下の場合 配偶者の合計所得金額 58 万円超 100 万円以下 33 万円 100 万円超 105 万円以下 31 万円 105 万円超 110 万円以下 26 万円 110 万円超 115 万円以下 21 万円 115 万円超 120 万円以下 16 万円 120 万円超 125 万円以下 11 万円 125 万円超 130 万円以下 6 万円 130 万円超 133 万円以下 3 万円 133 万円超 0 円 本人の合計所得金額 900 万円超 950 万円以下の場合 配偶者の合計所得金額 58 万円超 100 万円以下 22 万円 100 万円超 105 万円以下 21 万円 105 万円超 110 万円以下 18 万円 110 万円超 115 万円以下 14 万円 115 万円超 120 万円以下 11 万円 120 万円超 125 万円以下 8 万円 125 万円超 130 万円以下 4 万円 130 万円超 133 万円以下 2 万円 133 万円超 0 円 本人の合計所得金額 950 万円超 1,000 万円以下の場合 配偶者の合計所得金額 58 万円超 100 万円以下 11 万円 100 万円超 105 万円以下 11 万円 105 万円超 110 万円以下 9 万円 110 万円超 115 万円以下 7 万円 115 万円超 120 万円以下 6 万円 120 万円超 125 万円以下 4 万円 125 万円超 130 万円以下 2 万円 130 万円超 133 万円以下 1 万円 133 万円超 0 円
扶養控除	本人と生計を一にし、前年の合計所得金額が 58 万円以下の年齢 16 歳以上の扶養親族がいる場合 (※1)	1 人につき 33 万円 特定扶養親族 (※4) の場合は 1 人につき 45 万円 老人扶養親族 (※5) の場合は 1 人につき 38 万円 同居老親等扶養親族 (※6) の場合は 1 人につき 45 万円

特定親族 特別控除	次の(1)及び(2)の両方に該当する親族が いる場合 (1) 本人と生計を一にする年齢19歳以上 23歳未満の扶養親族(※1) (2) 前年の合計所得金額が58万円超123 万円以下	特定親族の合計所得金額 58万円超95万円以下 45万円 95万円超100万円以下 41万円 100万円超105万円以下 31万円 105万円超110万円以下 21万円 110万円超115万円以下 11万円 115万円超120万円以下 6万円 120万円超123万円以下 3万円
基礎控除	本人の合計所得金額が2,500万円以下の場 合	本人の合計所得金額が 2,400万円以下 43万円 2,400万円超2,450万円以下 29万円 2,450万円超2,500万円以下 15万円 2,500万円超 0円

- ※1 前年の12月31日の現況で判定します。ただし、前年中に死亡している場合には死亡時の現況で判断します。
- ※2 同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害に該当し、かつ本人又は本人の配偶者若しくは本人と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている場合をいいます。
- ※3 老人配偶者とは、年齢70歳以上の配偶者をいいます。
- ※4 特定扶養親族とは、年齢19歳以上23歳未満の扶養親族をいいます。
- ※5 老人扶養親族とは、年齢70歳以上の扶養親族をいいます。
- ※6 同居老親等扶養親族とは、本人又は配偶者と同居している直系尊属である年齢70歳以上の扶養親族をいいます。

3 税 率

	市民税	府民税	森林環境税
均等割	3,000円	1,600円	1,000円
所得割	8%	2%	

※ 平成28年度から、「豊かな森を育てる府民税」として、府民税の均等割の税率が、600円引き上げられています。

※ 令和6年度から国税である森林環境税（1,000円）が均等割と併せて徴収されます。森林環境税については、69ページ（国に納める税金）をご覧ください。

4 税 額 控 除

調 整 控 除

所得税と個人市・府民税の人的控除額の差（例：所得税の障害者控除27万円、個人市・府民税の障害者控除26万円）に基づく負担増を調整するため、本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、市・府民税所得割額から次の額が減額されます。

(1) 合計課税所得金額（※1）が200万円以下の場合

(ア) か (イ) のいずれか少ない金額×5%（市民税4%、府民税1%）

(ア) 5万円+人的控除額の差の合計額（※2）

(イ) 合計課税所得金額

(2) 合計課税所得金額が200万円を超える場合

(ア) の金額から（合計課税所得金額－200万円）を控除した金額（その金額が5万円を下回る場合には5万円）×5%（市民税4%、府民税1%）

(ア) 5万円+人的控除額の差の合計額（※2）

※1 合計課税所得金額とは

課税総所得金額、課税山林所得金額及び課税退職所得金額を合計した金額です。

申告分離課税に係る課税所得金額は含まれません。

※2 人的控除額の差の合計額とは

次の表の左欄の該当者にかかる、右欄の「人的控除の差の金額」の合計額です。

適用される人的控除	人的控除の差の金額
(1)障害者控除 ① その他障害者 ② 特別障害 ③ 同居特別障害	① 当該障害者1人につき1万円 ② 当該障害者1人につき10万円 ③ 当該障害者1人につき22万円
(2)ひとり親控除 ① 父 ② 母	① 1万円 ② 5万円
(3)寡婦控除	1万円
(4)勤労学生控除	1万円
(5)配偶者控除 ※ () 内は老人配偶者の場合	納税義務者の合計所得金額 900万円以下 5万円 (10万円) 900万円超950万円以下 4万円 (6万円) 950万円超1,000万円以下 2万円 (3万円)
(6)扶養控除 ① 扶養親族 ② 特定扶養親族 ③ 老人扶養親族 ④ 同居老親等扶養親族	① 1人につき5万円 ② 1人につき18万円 ③ 1人につき10万円 ④ 1人につき13万円

(例) 合計課税所得金額200万円を有する寡婦で、同居老親等扶養親族(同居特別障害)がいる場合
(ア)か(イ)のいずれか小さい額の5%

(ア) 5万円+人的控除額の差の合計額=5万円+22万円+1万円+13万円=41万円

(イ) 個人市・府民税の合計課税所得金額=200万円

(ア) < (イ) なので、所得割額から控除される額(調整控除)は41万円×5%=20,500円となります。

配当控除

株式の配当所得がある人は、算出された所得割額から次の配当控除の額が差し引かれます。

区 分			市民税の控除率	府民税の控除率	
配 当 控 除	利益の配当等	A	配当所得金額の 2.24%	配当所得金額の 0.56%	
		B	1.12%	0.28%	
	特定証券 投資信託 等の収益 の分配	外貨建等証券投資信託以外	A	1.12%	0.28%
			B	0.56%	0.14%
	外貨建等証券投資信託	A	0.56%	0.14%	
		B	0.28%	0.07%	

A…課税山林所得金額、課税退職所得金額を除く課税所得金額の1,000万円以下の部分に含まれる配当所得

B…課税山林所得金額、課税退職所得金額を除く課税所得金額の1,000万円を超える部分に含まれる配当所得

※上場株式等の配当について「申告分離課税」を選択する場合は、配当控除の適用はありません。

住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

平成28年から令和7年12月31日までに入居し、所得税の住宅ローン控除の適用を受けた方について、所得税から控除しきれなかった額が翌年度の市・府民税（所得割）から差し引かれます。

●控除額

次の（1）又は（2）のいずれか小さい額が控除されます。

（1）所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった金額

（2）所得税の課税総所得金額、課税山林所得及び課税退職所得の合計額並びに所得税の基礎控除額から48万円を減じた金額（マイナスの場合は0円）の合計額に5%を乗じた金額（97,500円を上限とする。）※1

※1 特定取得（住宅の取得等に係る費用の消費税等が8%の場合）又は特別特定取得（住宅の取得等に係る費用の消費税等が10%の場合）に該当し、平成26年4月から令和3年12月末まで（※2）に入居した場合は、所得税の課税総所得金額、課税山林所得及び課税退職所得の合計額並びに所得税の基礎控除額から48万円を減じた金額（マイナスの場合は0円）の合計額の7%を乗じて得た金額（136,500円を上限とする。）となります。

※2 特別特定取得に該当する契約を一定の期間内に締結した場合は、令和3年1月から令和4年12月末までとなります。

<一定の期間内>

・注文住宅⇒令和2年10月1日から令和3年9月30日まで

・分譲住宅や増改築など⇒令和2年12月1日から令和3年11月30日まで

寄附金税額控除

寄附をされた翌年度の市・府民税から一定の限度額まで控除されます。また、ふるさと納税をされた方で、確定申告や市・府民税の申告が不要な方は、寄附先の地方団体へ申告特例申請書を提出されることで、税の申告をしなくても所得税相当分も含めた寄附金の控除を受けられます（ワンストップ特例制度）。

●対象となる寄附金

（1）都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金

（総務大臣から指定を受けていた場合はふるさと納税（特例控除対象）に該当（※1））

（2）京都府共同募金会又は日本赤十字社京都府支部に対する寄附金

（3）条例で指定された団体に対する寄附金（市条例分 8% 府条例分 2%）

※1 国内で発生した災害に係る義援金について、義援金が最終的に被災地方団体又は義援金配分委員会に拠出されることが明らかな場合も含まれます。

●控除額

{寄附した金額(総所得金額等×30%を限度)－2,000円}×10%(市民税8%、府民税2%)

【特例控除額の加算】((1)－2,000円)×(90%－(0～45%※)×1.021)

※市民税・府民税の課税総所得金額－所得税との人的控除の差額－{所得税の基礎控除額－48万円(マイナスの場合は0円)}から求めた所得税率に相当する割合

◎特例部分の内訳は市民税 4/5、府民税 1/5 でそれぞれの算出所得割から調整控除を引いた金額の20%が上限です。

【申告特例控除額の加算】ワンストップ特例の対象となる方には、上記特例控除額に一定の割合を乗じた金額が所得税相当分として控除されます。

外国税額控除

納税者が外国で生じた所得について、その国の所得税などを課されたときには、一定の要件のもとに、外国税額控除が適用されます。

所得税において外国税額控除が行われた場合に、所得税や復興特別所得税で控除しきれないときは、まず、府民税の所得割から一定の金額(府民税控除限度額)を限度として控除し、さらに控除しきれない額があるときは、次に市民税の額から一定の額(市民税控除限度額)を限度として控除します。

外国税額控除	所得税の控除限度額(※)×24%＝市民税控除限度額 所得税の控除限度額(※)×6%＝府民税控除限度額
--------	---

※ 所得税の控除限度額＝(その年分の所得税の額)× $\frac{\text{(その年分の国外所得総額)}}{\text{(その年分の所得総額)}}$

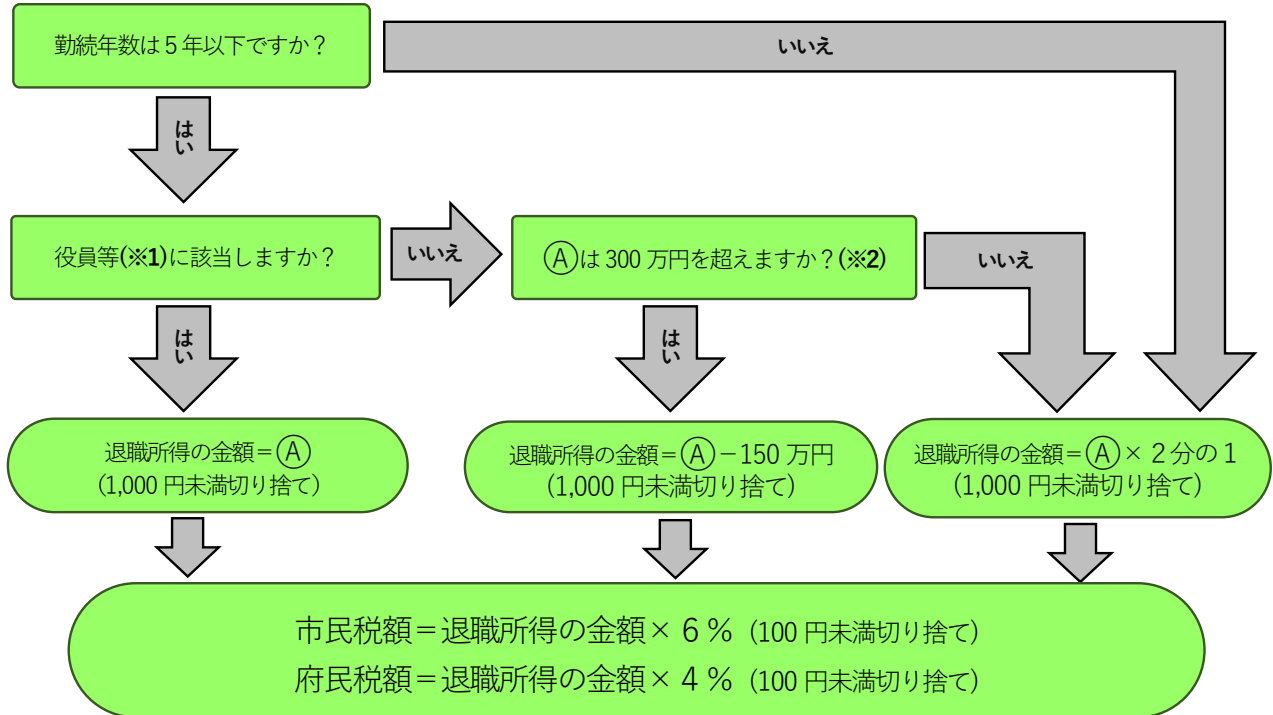
配当割額・株式等譲渡所得割額控除額

特定配当等に係る所得又は特定株式等譲渡所得金額に係る所得を申告した場合においては、所得割額から、それぞれ特別徴収された金額が配当割額控除額又は株式等譲渡所得割額控除額として控除され、税額が下がります。所得割額から引ききれなかった額は充当又は還付されます。

5 課税の特例

退職手当等からの特別徴収税額の計算方法

退職手当等の支払金額から退職所得控除額を控除した後の残額（以下、「 A 」とします。）を基に、受給者の勤続年数等によって、下図に従って計算してください。



(※1)「役員等」とは、次に掲げる者をいいます。
 ①法人税法第2条第15号に規定する役員
 ②国会議員及び地方議会議員
 ③国家公務員及び地方公務員

(※2)この規定は、令和4年1月1日以後に支払うべき退職手当等について適用されます。それ以前に支払うべき退職手当等については、「いいえ」としてください。

●退職所得控除額

勤続年数	退職所得控除額
① 勤続年数が20年以下の場合	40万円×勤続年数（80万円に満たない場合は80万円）
② 勤続年数が20年を超える場合	800万円+70万円×（勤続年数-20年）

※ 障害者になったことに直接起因して退職した場合は、①又は②によって算出した額に100万円を加算します。

●勤続年数の計算

所得税の計算の場合と同様に実際の勤続期間によって計算します。勤続年数の計算において、1年未満の端数があるときは、これを切り上げて1年とします。

総合課税を行わない所得等の課税の特例

個人が土地・建物等又は株式等を譲渡した場合の譲渡所得等及び先物取引を行った場合の雑所得等に対する所得割については、他の所得と区分して課税することになっています。

区 分		市 民 税	府 民 税
短期譲渡所得		課税短期譲渡所得金額×7.2%(※)	課税短期譲渡所得金額×1.8%(※)
長期譲渡所得	一般の譲渡の場合	課税長期譲渡所得金額×4%	課税長期譲渡所得金額×1%
	優良住宅地等の譲渡の場合	2,000万円以下の場合	課税長期譲渡所得金額×0.8%
		2,000万円超の場合	64万円+(課税長期譲渡所得金額-2,000万円)×4%
	居住用財産の譲渡の場合	6,000万円以下の場合	課税長期譲渡所得金額×3.2%
6,000万円超の場合		192万円+(課税長期譲渡所得金額-6,000万円)×4%	48万円+(課税長期譲渡所得金額-6,000万円)×1%
上場株式等の係る譲渡所得等		上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額×4%	上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額×1%
一般株式等に係る譲渡所得等		一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額×4%	一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額×1%
上場株式等に係る配当所得等		上場株式等に係る課税配当所得等の金額×4%	上場株式等に係る課税配当所得等の金額×1%
先物取引に係る雑所得等		先物取引に係る課税雑所得等の金額×4%	先物取引に係る課税雑所得等の金額×1%

※ 国・地方公共団体等に譲渡した場合の短期譲渡所得に対しては、7.2%、1.8%は各々4%、1%になります。

6 課税されない人

次の表は地方税法に定められた非課税の要件です。この他、京都市の市税条例によって、市民税が課税されない場合があります。(28ページ「8 減免」参照)

なお、地方税法において均等割が非課税となる方については、森林環境税(国税)においても非課税となります。

均等割も所得割も課税されない人	(1) 令和8年1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている人 (2) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で、前年の合計所得金額(※1)が135万円以下(給与所得者の場合、年収204万4千円未満)である人
均等割が課税されない人	前年の合計所得金額(※1)が次の算式で求めた額以下である人 (1) 同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合 35万円×(同一生計配偶者+扶養親族の数+1)+21万円+10万円 (2) 同一生計配偶者及び扶養親族がいない場合 45万円
所得割が課税されない人	前年の総所得金額等(※2)が次の算式で求めた額以下である人 (1) 同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合 35万円×(同一生計配偶者+扶養親族の数+1人)+32万円+10万円 (2) 同一生計配偶者及び扶養親族がいない場合 45万円

※1 合計所得金額

純損失又は雑損失の繰越控除前の総所得金額(利子所得、不動産所得、事業所得、給与所得及び一時所得並びに配当所得、長期譲渡所得、短期譲渡所得及び雑所得(分離課税分を除きます)の金額の合計額)、特別控除前の長期譲渡所得の金額、特別控除前の短期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る配当所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額及び山林所得金額並びに退職所得金額(分離課税分を除きます)の合計額

※2 総所得金額等

合計所得金額から純損失又は雑損失の繰越控除をした後の金額

7 申告と納税

申告

市内に住所を有する人は、原則として毎年3月15日までに市税事務所市民税担当へ申告書を提出していただくこととなっています。

申告義務のある人	市内に住所を有する人で、次の「申告義務のない人」に該当しない人
申告義務のない人	(1)所得税の確定申告をした人 (2)前年の所得が「給与のみ」で、支払者から京都市に給与支払報告書が提出されている人 (3)前年の所得が「年金のみ」で、支払者から京都市に公的年金等支払報告書が提出されている人 (4)均等割が非課税となる人
提出期限	原則、毎年3月15日
提出先	市税事務所市民税担当

※ (2)、(3)の方で、雑損控除、医療費控除や寄附金税額控除などの控除を受けようとする人や、純損失の金額の控除若しくは純損失又は雑損失の繰越控除を受けようとする人は申告書を提出してください。

納税の方法

個人の市民税の納税方法には、普通徴収と特別徴収の二つがあります。

普通徴収	事業所得者の方などの市・府民税については、申告書等に基づき計算した市・府民税額を6月初旬頃に納税通知書によりお知らせします。	6月、8月、10月、翌年1月の4回の納期に分けて納めていただきます。
特別徴収 (給与所得者)	給与所得者の市・府民税については、給与支払者からの給与支払報告書に基づき、税額を計算し、その税額を給与支払者(特別徴収義務者)と給与支払者を通じて納税者にお知らせします。	給与支払者(特別徴収義務者)が6月から翌年5月までの12回に分けて毎月の給与支払の際に、納税者の給与から差し引いて(特別徴収)、翌月10日までに、京都市に納めていただきます。
特別徴収 (年金受給者)	令和8年4月1日現在65歳以上の公的年金等受給者の方の市・府民税については、年金保険者等(日本年金機構など)から提出された年金支払報告書に基づき年金所得に係る税額を計算し、その税額を年金保険者と納税者にお知らせします。	年金保険者(特別徴収義務者)が、年金の支払の際に納税者の年金から差し引いて(特別徴収)、翌月10日までに、京都市に納めていただきます。 ※ 令和8年4月1日現在で65歳未満の年金受給者の方については、普通徴収又は給与からの特別徴収の方法により納めていただくことになります。

※年の途中で退職した場合の特別徴収

毎月の給与から市・府民税を特別徴収されていた納税者が退職したときは、給与が支払われなくなった翌月以降の残税額を普通徴収の方法により納めていただくことになっています。

(例) 7月に退職した場合

給与支払者が退職したことの届出書を京都市へ提出しますので、給与から引けなかった残りの税額は、3期と4期の納期に分けて、又は4期の納期にまとめて納付いただくこととなります。その場合は、京都市から改めて納税通知書と納付書を送付しますので、納税通知書が届き次第、納付をお願いします。

【例外】

- ・ その納税者が他の会社に就職し、引き続き特別徴収されることを申し出た場合
- ・ 6月1日から12月31日までの間に退職した人で、残税額を退職金などからまとめて特別徴収されることを申し出た場合
- ・ 翌年1月1日から4月30日までの間に退職した人で、残税額を超える退職金などがある場合
(この場合は、本人の申出がなくても、退職金などから残税額が特別徴収されます。)

●特別徴収の実施について

所得税の源泉徴収義務がある給与支払者(事業者)は、パート、アルバイト、役員等を含む全ての従業員等の個人市・府民税を特別徴収していただくことが法令により義務づけられています(事業者や従業員等の意思で徴収の方法の選択はできません。)

京都府と府内全ての市町村は原則として全ての事業者を特別徴収義務者に指定し、市・府民税の特別徴収を徹底します。

個人市・府民税及び森林環境税の公的年金からの特別徴収制度

●対象となる方

その年度の初日(4月1日)現在、老齢基礎年金等の支給を受けている65歳以上の方で、公的年金等に係る市・府民税が課税される方(ただし、以下の方については対象外)

- ・ 介護保険料が年金から引き落としされていない方
- ・ 引き落とされる市・府民税額が老齢基礎年金等の額を超える方 など

●対象となる税額

公的年金等に係る所得割額及び均等割額を合算した額

●対象となる年金

老齢基礎年金、老齢年金、退職年金等(介護保険料が特別徴収されている年金が対象です。)

●徴収方法

◎ 前年度に特別徴収されていない場合

10月の年金支払額から特別徴収が始まります。

【徴収時期と対象税額】(例:年金に係る令和8年度の市・府民税・森林環境税額が60,000円の場合)

月	納付書で納める(普通徴収)		年金からの引き落とし(特別徴収)		
	6月	8月	10月	12月	2月
税額	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円
算出方法	市・府民税・森林環境税額の 1/4ずつ		市・府民税・森林環境税額の 1/6ずつ		

◎ 前年度に特別徴収されている場合

【徴収時期と対象税額】（例：年金に係る令和8年度の市・府民税・森林環境税が75,000円、
令和7年度は60,000円の場合）

年金から引き落とし（特別徴収）						
月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	10,000円	10,000円	10,000円	15,000円	15,000円	15,000円
算出方法	公的年金所得に係る令和7年度（前年度） の税額の1/6ずつ（森林環境税を含む）			令和8年度の税額の残りの1/3ずつ （森林環境税を含む）		

8 減 免

特別の事情があり、市・府民税及び森林環境税を納めることが困難である場合には、その事情に応じて税額を減免する制度があります。

減免の申出は、その税の納期限までに減免申請書を提出していただくことになっています。

主な要件	お問い合わせ先
① 生活保護を受けている場合	市税事務所市民税担当
② 災害を受けた場合	
③ 失業した場合 (例：失業給付受給資格者その他労働の意思は有するが傷病等により失業している方)	
④ 廃業等により所得が減少した場合	
⑤ 障害のある者、寡婦・ひとり親である場合等	

- 上記の要件に加え、総所得金額等の合計額（総所得金額等から分離課税に係る特別控除を引いた金額）が一定以下であるなどの要件があります。（①に該当する場合を除く。）
- ⑤に該当する方については、例外的に減免の申請書を提出していただくなくても、税額の全部又は一部を減免する措置を適用している場合があります。

※ 個人市・府民税の減免措置の廃止について（令和6年度から）

少額所得の方、所得割の納税義務がない方に対する本市独自の減免措置について、地方税法の趣旨に則り、令和6年度に廃止しました。

(1)少額所得の場合の減免について

総所得金額等の合計額が50万円以下の方に対して、均等割額の5割、所得割額の3割を減免していました。この減免の廃止により、令和6年度から均等割額及び所得割額が全額課税され、最大で年4,300円の負担増となっています。

(2)所得割の納税義務がない場合の減免について

一定の条件を満たす所得割の納税義務がない方に対して、均等割額の全額を免除していました。この減免の廃止により、令和6年度から均等割額等（他の減免制度を受けることができない場合は、年5,600円）が課税されることになりました。

なお、個人市・府民税の課税状況を基礎としている令和6年度以降の福祉施策の利用料金等については、市民の皆様に急激な負担増とならないよう、一定期間の「経過措置」を設けるなどの対応を行っています。

減免の申請方法等については、お手元に納税通知書をご用意のうえ、市税事務所市民税担当へまずはお電話でお問合せください。（問合せ先は68ページ参照）